

議案第4号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和 42 年加西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。  
第 9 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る加西市国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(審議資料)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）により、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うもの。

**【概要】**

- ・ 出産育児一時金の支給額の見直し

（現行） 40万8,000円＋加算額1万2,000円 総額42万円

（改正案） 48万8,000円＋加算額1万2,000円 総額50万円